（本號八面）　（明治廿二年三月十日　廿五年一月廿一日　遞信省省認可）　明治二十五年十二月三十一日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は全國中紙面の冒

第三千五百四十
明治廿五年十二月卅一
番號壬辰十一月十三日
日出午前六時五
日出午後四時三
月入午後四時九
月入午前四時五
調頃午後二時五十
調頃午前二時十八
（西曆一千八百九十二

時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料共左の如し
一ヶ月二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三
圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊
〇時事新報社より直接に郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ
郵便料ヲ加ヘ
時事新報廣告料（前金）
一行五號活字廿四字詰　一日乃至一日以上　一行ニ付十三錢
六日乃至七日以上　一行ニ付十一錢
十錢五厘

本社（寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるを以て募から ず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

仕込杖の携帶幷に販賣を禁止す可し

近來一種無賴の徒が往々凶器を携へて人を傷くるものあり而して其凶器は所謂仕込杖を用ふるもの多し抑も斯る無賴の徒が白日都下に横行し剩さへ人を傷くるとは沙汰の限りにして今後警察の筋に於ても一層取締を嚴重にし一切兇行の跡を絶つに至らしめんのみと肝要なれども其取締の方法は自から當局者の責任として我輩は取敢へず兇行に要する凶器の携帶幷に販賣の禁止を希望するものなり彼の仕込杖を携帶するもの、口實は護身の用に供するに在りと稱すれども今日までの例に據れば護身の用に供せられたるの場合とては尠くして多くは兇行を遂ふするの凶器と爲るのみを安からぬなり實際これを携帶する輩の擧動に徴するも其目的の自衛の爲めに非ざるは明白なる可し或は携帶者の意志は强ち人を傷くるが爲めのみに非ずと云ふも實際に於ては只これを所持したるが爲めに意外の事を生ずるの場合少なしとせず例へば人を脅迫するは必ずしも之を傷けて目的を達せんとするに非ざれども其相接して相爭ふに際し端なく持合せの凶器を用ひて他を傷け意外の騒動を引起して之が爲めに當人の罪を重くするは毎度の例にして最初の意志如何に論なく兎に角に自他の災を大にするの本は凶器の携帶に在りと云はざるを得ず況んや其中には最初より兇行の目的を以て之を所持するものあるに於てをや斷じて許す可らざるものなり政府が前年廢刀令を下したるは身邊に刀劍を帶るは有害無用なりと認めたるが故ならん日本士流の帶刀は古來の習慣にして專ら自衛の爲めにし濫用の例とては極めて稀なりしかども尙ほ且つ然り然るに今の仕込杖に至りては殆んど濫用に供するものと云ふ可し

選擧

仕込杖の販賣を禁止す可し

（前號の續）

時事新報社御中

東京株式取引所納會相場

同取引所に於ける本日の納會立會は近年稀なる盛況にて鎭道畑中尉、少將の局（藤澤淺二郎）香川暉徹實は山縣有太郎、井彈正左衛門（川上音二郎）井上六郎、大鳴周防守（水野好美）露畑妹露子、押丁れてつ、新田義興、（福井茂

大坂府會中止後の狀況

大坂府會に於て知事警部長の交代を決議したるは既に本紙に記載したるが此決議にあらざれば同議員中既に歸省せしく全會一致の決議にあらざれば同議員中に歸省せしする二十餘名のもの此決議に不服を唱へ本問題に對し我々が意見を吐露せんとせしも議長は發言を許さゝるのみか其點呼さへ終らざる內に議長自ら大多數を宣告せしものなれば着席頭數の中何人か贊成起立せしや否を確めたる上更に再議の上、勝敗を決せん爲め知事又は內務大臣に建議せんとて中止の即夜より軟派の運動を唱道せしむ者と雖も愈々調印する場合には之を辭する者あり又郡部の議員中既に歸省せしものもありて彼是する中には中央政府より解散の命下るも知るべからずとて此事は遂に纏止したりと云ふ

大坂株式取引所納會相場

同取引所に於ける去る二十八日の納會立會は近年稀なる盛況にて鎭道其他紡績株の如き頗る活潑の取組あり此調子より推時は明春初立會の景況思ひ見るべしと云ふ同日の實貨出來高は二千二百九十七枚にして又當日下半季の總出

正誤

左の通り申來りたれば前報を是正す

拜啓貴社今日發兌の三千五百三十九號の紙上に十五銀行の聲言と題し鉄礦株賣手の本尊云々に付當株式取引所より爲念同行へ問合したる等有之候得共事實無根之事に候間至急全文御掲載之上御取消相成度候

三十日　東京株式取引所

時事新報社御中

○大坂府會中止後の狀況

大坂府會中止後の狀況

○なぐさみ

●鳥越座　の一月狂言は五日頃開場すべしとの事を前號の紙上に記せし處同座も矢張り一日午前九時三十分に蓋を開ける筈にて狂言は「五點來、序幕上野公園地の場同裏手鶯谷の場千里崎海岸の場二幕目九目山別莊の場露子臺部屋の場同奥庭妖怪の場三幕目星ヶ岡公園の場千住街道旗揚の場瀬音川水車の場評親藤來決獄の場四幕目竹內勇屋敷の場茅屋町隱家の場憲兵署門前の場露畑中尉室の場末廣町河岸の場大詰露畑中尉屋敷の場中幕矢口廼神靈上の巻井彈正諫言の場少將局部屋の場下の巻矢口渡討死の場同上瀨神靈の場にて役割は露畑中尉、少將の局（藤澤淺二郎）香川暉徹實は山縣有太郎、井彈正左衛門（川上音二郎）井上六郎、大鳴周防守（水野好美）露畑妹露子、押丁れてつ、新田義興、（福井茂

●花相撲　一月一日東京相撲會所にて初日の出見客を催ふし夫より初場所の勝負を決し又番組は左の如し

御祝儀、太鼓記、借長記、朝顏日記、白石噺、三十三間堂、御所櫻、染分櫻

●橫濱の手開きに出勤　橫濱の藝妓は一月一日より下谷の藝妓は二日より

●初日の出　一月一日東京相撲會所にて初日の出見客を催ふし夫より初場所の勝負を決し又番組は左の如し

御祝儀、太鼓記、借長記、朝顏日記、白石噺、三十三間堂、御所櫻、染分櫻

○大坂紡績會社

大坂紡績會社にては火災善後策の爲め去る二十八日午後同地の堺卯樓に於て臨時株主相談會を開け り來會者二百餘名先づ常務委員佐伯勢一郎氏火災の顚末損害高を報告し夫より社長松本重太郎氏より將來の方針を協議したるに株主の大多數は至急復舊工事に着手する事を希望し直に此說を可決したるも其工場建築の機操等は重役に於て調査し近日遽來するブラット會社々員の意見を聞き最新の機械を備ふる筈なり株主中に平家建を望む者あれども限りある地所に三萬錠運轉の建造物は到底出來難く尙此際新築工場をガス紡績に改めんとするものあれども既に他に此計畫あれば之と競爭するも面白からずとて矢張元の紡績絲を製造するに決したるよし而して株主に報告せし第一第二工場其他火災の當夜出來せし絲綿等の燒失損害金高は都合四十萬八千七百餘圓なりとす然れども當下半季間の營業利益金十四萬五千圓餘、前季繰越金一萬三千圓餘合計十五萬八千圓餘此內より七萬八千圓を火災費に償却し殘額の中より六萬圓（半一割）を株主に配當する事に決し又復舊工事の費用は社債三十萬圓を起す筈にて同夜九時頃散會せしが設計方等は明春の定式總會に取極むる筈のよし

○大坂各紡績會社收益

當下半季間に於ける紡績絲の好況に伴ひ紡績事業の利益非常に多かりしよしなるか今大坂各紡績會社の收益を聞くに攝津紡績會社凡十三萬五千圓にて配當二割以上の見込大坂紡績會社十四萬五千圓にて配當一割、浪花紡績會社七萬圓にて同八朱、平野紡績會社七萬八千圓にて二割、尼ケ崎紡績會社七萬五千圓にて二割、天滿紡績會社五萬六千圓にて一割一二分の見込なりと

●澤村座

先代萩、廓文章、高時大木戶、高時大木戶、高時大木戶